

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 1日

青森県知事 三村 申吾 殿

提出者

住 所 十和田市西十二番町 6・1  
氏 名 十和田市長 小山田 久  
電話番号 0176-23-5111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	十和田下水処理場
事業場の所在地	十和田市大字相坂字下タ川原 地内
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	公共下水道事業
② 事業の規模	処理人口 36,674人
③ 従業員数	21人(民間委託)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	濃縮－消化－脱水－コンポスト化(民間委託)

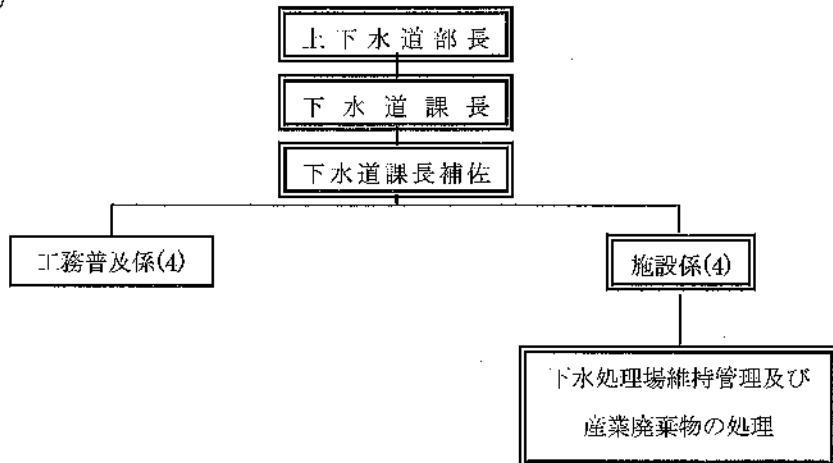
(日本産業規格A列4番)



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排 出 量	29,851 t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排 出 量	30,500 t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	27,612 t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	28,000 t	t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 令和4年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	2,239 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	—	t
	再生利用業者への 処理委託量	2,239 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	—	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	—	t
(これまでに実施した取組)			

## (第5面)

【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	2,500 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	—	t
	再生利用業者への 処理委託量	2,500 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	—	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	—	t	
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。  
(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。  
(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。  
(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。  
4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。  
5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。  
6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。  
7 ※欄は記入しないこと。

令和5年度

十和田下水処理場産業廃棄物処理計画

十和田市上下水道部下水道課

## 1. 事業場の概要

### (1) 事業場名

十和田下水処理場

### (2) 従業員数

21人

## 2. 当該事業場において現に行っている事業の概要

### (1) 事業概要

十和田市の下水道事業は、S48年、市の市街地を中心とした区域を対象に、分流式として計画され、現在の全体計画は処理面積1,846ha、処理人口は40,350人となっています。

R4年度末現在、整備面積1,612.6ha、処理人口は42,076人、下水道普及率は71.9%となっています。

十和田下水処理場は、全体計画（令和13年）で汚水処理能力17,280m<sup>3</sup>/日 水処理4系列、現有処理能力は、17,280m<sup>3</sup>/日 水処理4系列となっています。R4年度の日平均処理水量は、12,539m<sup>3</sup>/日となっています。

### (2) 汚水処理フローシート

図 1 (別紙)

### (3) 配置図

図 2 (別紙)

### (4) 廃棄物処理フロー図

図 3 (別紙)

### (5) 連絡先

十和田市 上下水道部 下水道課 施設係

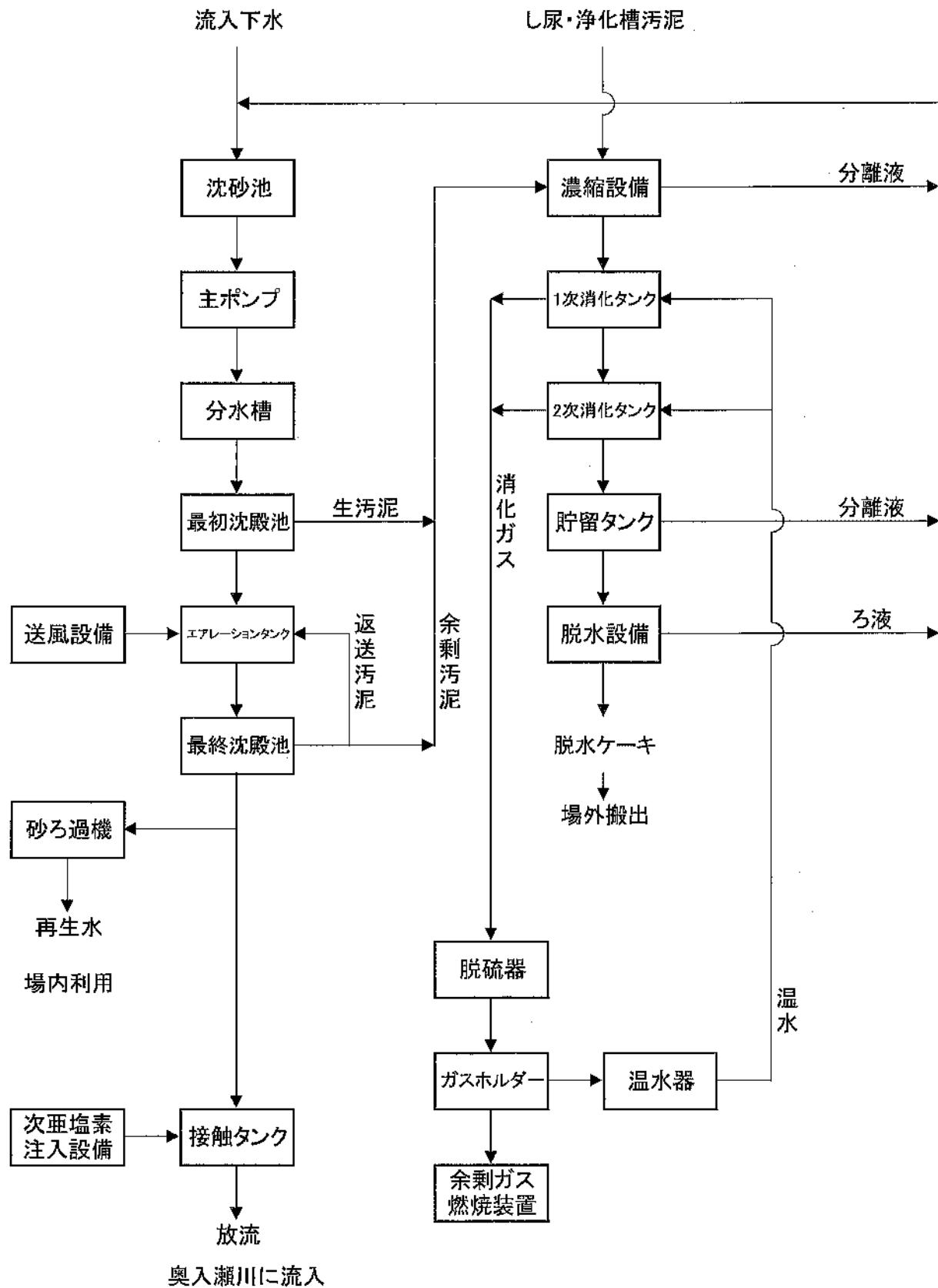
電話番号 0176-25-4034

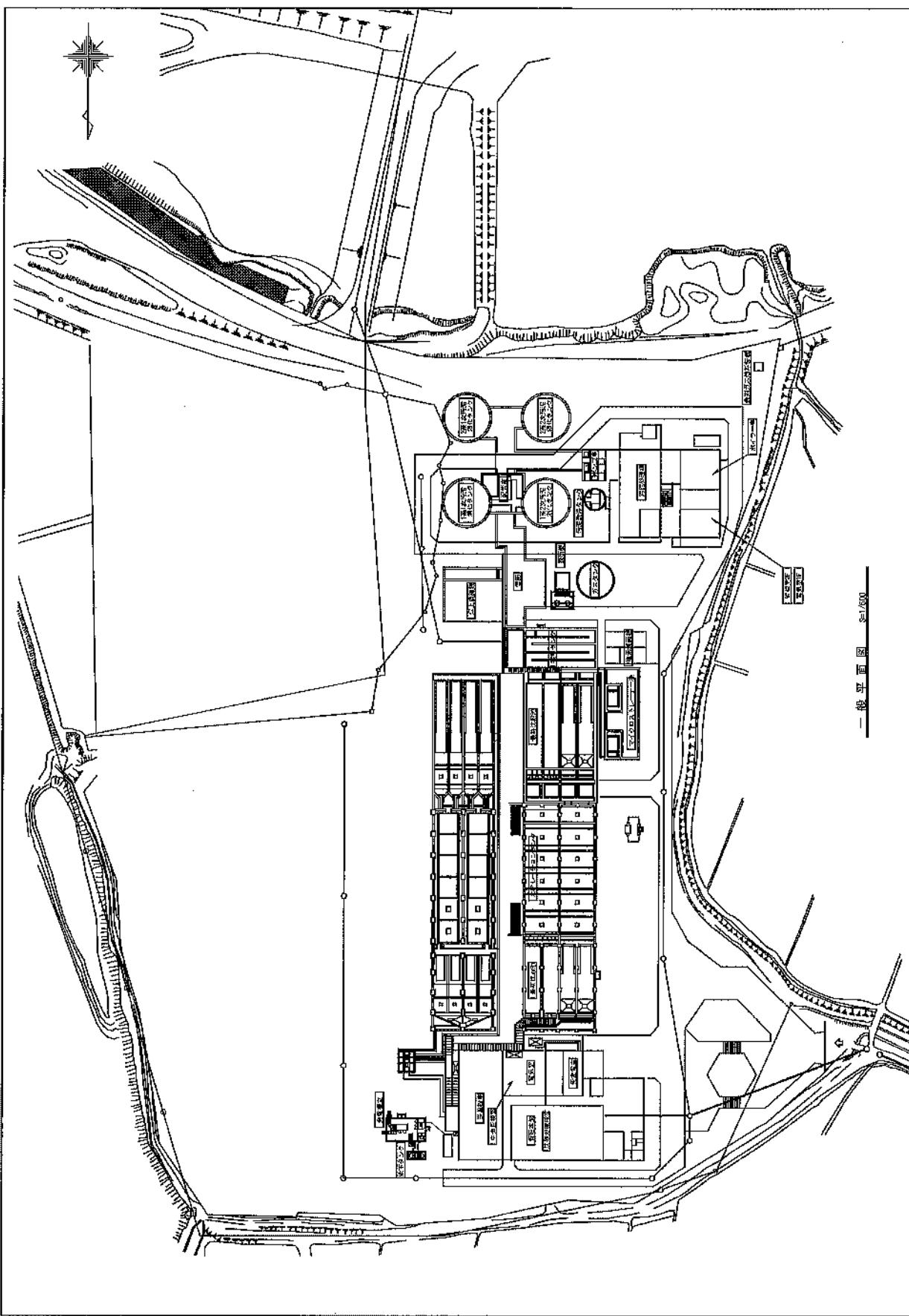
## 3. 計画期間

令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

図 1

## 汚水処理フローシート

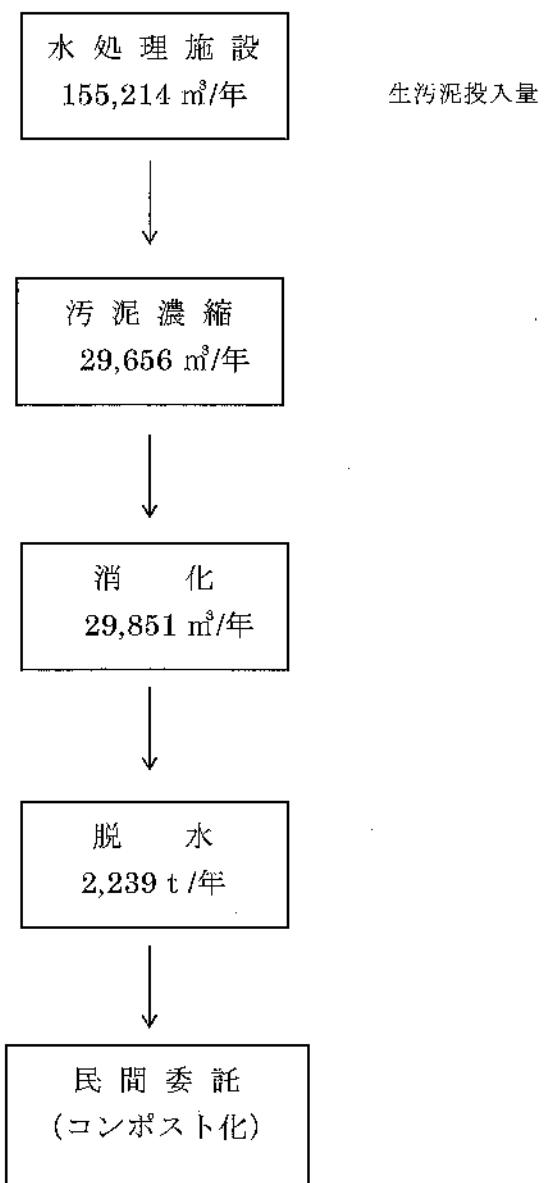




3

図 3

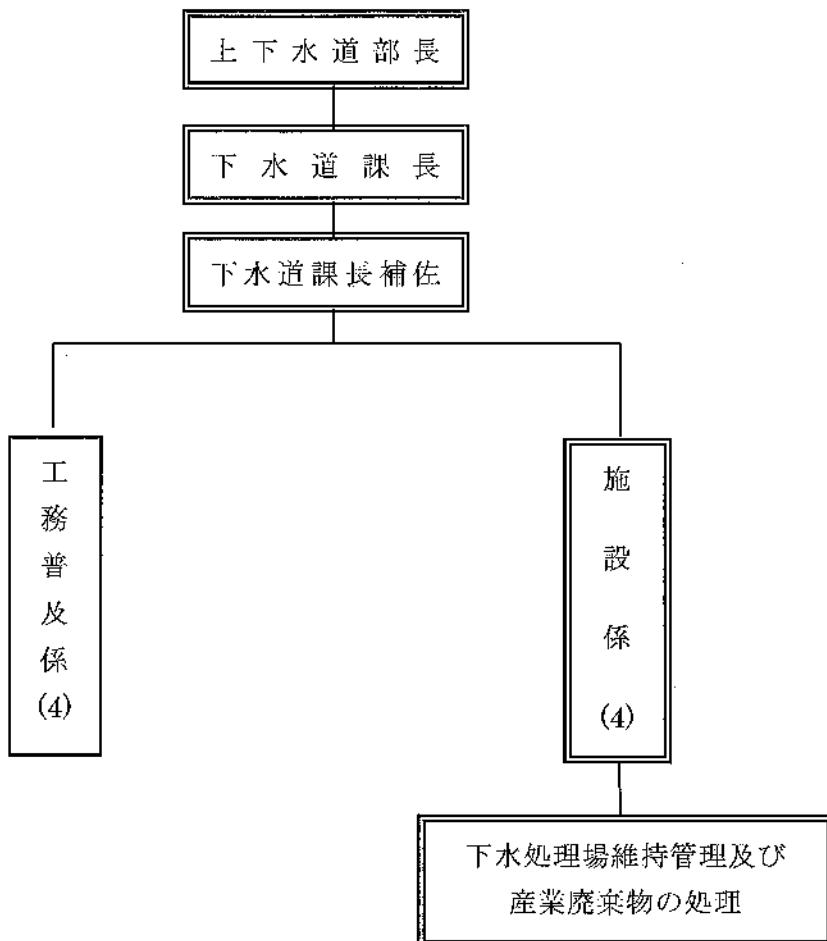
廃棄物処理フロー図



#### 4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

##### (1) 責任者及び管理組織図

総括責任者	下水道課長 小川 向希
廃棄物担当	施設係長 漆畠 広志
廃棄物処理 総括責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 廃棄物処理方針の策定</li> <li>○ 工場の廃棄物管理規程の策定・改廃</li> <li>○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認</li> </ul>
役割 廃棄物管理 担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 廃棄物処理計画の作成</li> <li>○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討</li> <li>○ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握</li> <li>○ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理</li> <li>○ 産業廃棄物管理票の交付・管理</li> <li>○ 監督官庁への各種報告</li> <li>○ 社員、関連会社に対する教育・啓発</li> <li>○ その他関係する事項</li> </ul>



## (2) 管理体制の強化

### ① 管理体制（組織）

場内の各部署と協力し、廃棄物処理に対応するための委員会を設ける。

### ② 管理方法

廃棄物管理規程及び廃棄物化回避のための汚水処理工程について検討する。

## (3) 教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員等に定期的に教育・研修等を行う。

## (4) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再生利用状況について情報の公開に努める。

## 5. 廃棄物の処理に関する事項

（排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む）

### (1) 基本的事項

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ② 発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合であっても、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。
- ③ 最終処分量の削減、再生利用の拡大等については、必要に応じて、調査検討していく。
- ④ 廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施していく。

発生抑制 ・発生抑制を考慮した処理方法を検討する。

再生利用 ・資源化、燃料利用を推進する。  
・再生利用ルートを確保する。

中間処理 ・脱水効率の向上等による中間処理を推進する。

その他 ・処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。

### (2) 廃棄物処理の現状

当処理場から発生する産業廃棄物は、下水処理により発生する汚泥である。この汚泥は濃縮、消化の過程を経て脱水し、脱水ケーキ（有機性汚泥）として排出される。排出量は、脱水前は 29,851 m<sup>3</sup>/年（消化汚泥引抜量）、脱水ケーキは 2,239t/年である。排出された産業廃棄物は、民間業者に運搬処理を委託している。

	中間処理量	中間処理後残さ量	最終排出量
汚泥名称	消化汚泥	脱水ケーキ	脱水ケーキ
汚泥性状	液状（含水率 98.0%）	泥状（含水率 78.3%）	泥状（含水率 78.3%）
汚泥発生量	29,851 m <sup>3</sup> /年	2,239 t/年	2,239 t/年

### (3) 目標の設定

県内産業廃棄物処分場は数が少なく、受入れ可能な事業者は限られている。そのため、長期的に安定して受入れる事業者の確保が必要である。また、中間処理の強化により、排出量の減少をはかっていく。

#### <その他の取組>

- ・廃棄物の性状分析の定期実施と処理状況を記録する。
- ・処理業者と委託契約を結ぶに当たっての事前の現地確認（処理状況、維持管理状況、周辺状況）と委託後の定期的な確認をする。
- ・マニフェスト伝票の管理及び帳簿等の適正処理を徹底する。

### (4) 産業廃棄物処理施設の設置状況等

現在の場内における産業廃棄物処理設備の設置状況は、有機性汚泥の脱水機が3台設置されている。また、有機性汚泥の脱水処理能力は144 m<sup>3</sup>/日、脱水後の含水率は78.3%である。

#### 産業廃棄物処理施設の設置状況

	処理対象 産業廃棄物	処理方法	処理能力 (脱水前)	設置年月	設置場所
No.1 脱水機	有機性汚泥	遠心脱水 含水率 80%	72 m <sup>3</sup> /日	平成 23 年 3 月	場 内
No.2 脱水機	〃	ベルトプレス 含水率 83%	24 m <sup>3</sup> /日	昭和 56 年 3 月	場 内
No.3 脱水機	〃	遠心脱水 含水率 83%	48 m <sup>3</sup> /日	平成 11 年 2 月	場 内

### (5) 廃棄物の処理に係る情報の収集・管理

定期的に廃棄物関係法令や廃棄物の処理技術について情報を収集・取りまとめを行い、すべての職員に情報提供される。

## (6) 中長期的課題

### ① 産業廃棄物の排出の抑制について

当工場から発生する汚泥は、濃縮処理、消化処理、脱水処理し、脱水汚泥（脱水ケーキ）として民間業者に運搬、処分を委託しているが、施設の更新にあわせて、各工程の処理方法について排出の抑制を検討する。

### ② 産業廃棄物の再利用について

発生汚泥の再利用については、現在処分を委託している民間業者がコンポスト化している。このような再利用につながる民間業者等と長期安定して処理委託を確保していく。

### ③ 環境管理・監査システムの導入・構築

工場における環境管理・監査システムの導入を検討する。具体的には「ISO14001」などを参考に、工場での管理・監査に係る手続きを明確にする。将来的には、「ISO14001」の取得を目指す。

### ④ 自主管理基準の設定

工場における自主的な管理基準を設定し、環境管理レベルの向上を図る。

### ⑤ 環境に係る社会活動への積極的な参加

環境に配慮した環境イベントへの参加・協力を積極的に進める。